

県議会第3回定例会一般質問

* 日 時 : 2025 年 9 月 16 日 午前 10 時～11 時

* 日 本 共 産 党 県 議 団 たいら 行雄

1. はじめに、知事の政治姿勢について伺います。

(1) まず、生活保護基準引き下げ違憲訴訟について伺います。

最高裁は今年 6 月 27 日、大阪府および愛知県内の生活保護利用者が、国や自治体を相手に、2013 年から 3 回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分（生活扶助基準引き下げ）の取り消しを求めた裁判（所謂：「いのちのとりで裁判」）で、原告勝訴の判決を言い渡しました。憲法 25 条をめぐる最高裁判決で原告国民が勝利したのは憲政史上初です。本県においても生活保護利用者 30 人が、国と、鹿児島市、出水市を相手に地裁で争われ、「厚生労働相の裁量権を逸脱している」として、昨年 1 月 15 日に原告勝訴の判決が言い渡されました。同種の訴訟は全国 29 地裁で提訴され 20 勝 11 敗、高裁においても 7 勝 5 敗と原告が勝ち越し、今年 6 月の最高裁判決に結びついたものです。

これを受けて、原告の多くが会員である「全国生活と健康を守る会連合会」は国に対し、①原告勝訴判決を受け入れ、直ちに基準を引き下げ前の 2012 年時に戻すこと、②近年の物価高騰に見合う 10%以上の大幅な基準引き上げを行うこと、③次回基準改定は、際限のない基準引き下げ招く今回の手法を改め「健康で文化的な生活」水準を保障することのできる新たな方法で行うことについての実施を求めています。

① そこで伺う一点目は、今回の最高裁判決についての知事の見解を伺います。

② 二点目は、国に対し「最高裁判決に従い、真摯な謝罪と 13 年改定前基準との遡及支給」を行うよう意見を上げていただきたいと思います。知事の見解をお示してください。

(2) 水俣病訴訟について

2009 年施行の水俣病特別措置法（所謂：「いわゆる特措法」）で漏れた被害者を救済するため、本年 6 月 19 日に野党 6 会派は、新たな給付制度を創設する法案を衆議院に共同提出しました。その内容は、特措法の対象となる地域や年代を広げることが基本としており、さらには、申請期限を設けず、特措法で非該当となった被害者も申請できるようにするとの内容です。法案は、熊本県内の対象地域について、特措法での一時金の支給実績に基づき、沿岸部だけだった水俣市と芦北町は山間部を加えると同時に、年代要件についても拡大し、通勤、通学した被害者も対象としました。これに準じて、鹿児島県や新潟県の被害者も対象とし、給付金や療養費などの支給を規定しています。この法案を衆議院に提出したことを受け「ノーモア・ミナマタ被害者弁護団全国連絡会議」は、すべての水俣病被害者の早期救済を求める観点から、これを歓迎しています。そして、本県においては 7 月 31 日、水俣病不知火患者会から県に対し、水俣病被害者救済と早期解決のための要請が行われたところです。

③ そこで伺う一点目は、水俣病の早期解決に向けた新たな法案の制定についての知事の所感を伺います。

④ 二点目は、多くの水俣病被害者の早期救済に向けて、国に対して意見を上げていただくことが重要と考えますが、知事の見解をお示してください。

(3) 外国人差別・排除の「排外主義」について

先の参議院議員選挙において、一部の政党が外国人を差別する「排外主義」を声高に主張し、根も葉もないデマを流し外国人を攻撃するやり方への批判や懸念の表明が相次いでいます。本県においては、農業やサービス業などの業種に多くの外国人労働者が、まじめにかつ懸命に仕事に従事している現状であり、本県の産業を下支えしていることは紛れもない事実です。こうした状況を踏まえ、秋田県や島根県、長野県、山口県、熊本県など、少なくない知事がこの「排外主義」を批判し、共通して外国人の差別・排除を憂慮するとともに、外国人との共生社会を望む内容となっていることを、わが党の機関紙「しんぶん赤旗」が紹介しています。

⑤ そこで伺います。このような外国人差別・排除の「排外主義」についての知事の見解をお示してください。

2. 次に、8月に発生した大雨被害の早急な復旧について伺います。

(1) まず、霧島市の角之下川の氾濫被害の早急な復旧について伺います。

先月6日～7日にかけて発生した「線状降水帯」による始良市・霧島市を中心とする大雨による豪雨災害によって、主要道路や鉄道の寸断、多くの人家が床上・床下浸水するなど、日常生活に甚大な被害が起こっています。また、業務用の車両などが水に浸かり廃車に追いやられるなど、被害が相当な金額に達するケースも数多く発生しています。こうした状況の下、被災地住民の方々から直接相談を受け、独自に調査を行った結果、数年前にも同様の浸水被害を経験し、繰り返し被害を受けたケースも散見されたことから、日常生活に直結するインフラ整備を行うことが重要と考えます。今回行った被害調査の具体的事例として、霧島市を流れる角之下川が氾濫し、周辺の住家に甚大な被害をもたらしたケースに遭遇しました。これについては、2019年の一般質問でも取り上げた経緯があり、当時、同様の被害を繰り返さないための対策を求めたにも関わらず、今回繰り返す結果となったことは、具体的対応が不十分であったと考えます。

⑥ そこで伺います。今回の大雨で再び被害を繰り返した地域について、今後決して同じ轍を踏まないために、県として当該自治体と共同して十分な対策を講じる必要があると考えますが、県の見解をお答えください。

(2) 次に、始良市の思川上流の氾濫被害について伺います。

今回、始良市と鹿児島市の境界に接する思川上流の吉田小学校近くで河川が氾濫し、周辺の人家や事業所では床下・床上浸水の被害に見舞われ、水田などの農地にも多大な被害をもたらしました。今回の水害は、平成5年8月豪雨以来2回目であり、「このままでは、今後も同じ被害を繰り返すのではないか。」と思われることから、住民は大きな不安を抱いています。

⑦ そこで伺います。今後二度と同じ状況を生み出さないために、川底に堆積

した土砂の定期的な除去や掘削を十分に行うことが重要と考えますが、県の見解をお示してください。

これで、1回目の質問といたします。

執行部答弁

1 知事の政治姿勢について

1－1 生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決について

答弁者（保健福祉部長）

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決についてでございます。

本年6月27日の最高裁判所の判決につきましては、国家賠償請求は認められなかったものの、物価変動率のみを直接の指標として改定することとした点において違法と判断され、平成25年の生活扶助基準の改定に関する行政処分が取り消されたものと認識しております。

国は、司法の最終的な判断を真摯に受け止め、判決の趣旨及び内容を十分精査の上、今後の対応について検討を進めることとしております。

具体的には、判決の趣旨及び内容を踏まえた今後の対応の在り方について、学識経験者の専門的知見に基づく検討を行うため、専門委員会を設置し、これまで3回の会合を開催しているところです。

県といたしましては、今後も引き続き国の動きを注視するとともに、国と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

1－2 水俣病に関する新たな法案に対する知事の所感について

答弁者（知事）

水俣病に関する新たな法案に対する所感についてでございます。

水俣病は昭和31年に公式確認された、我が国の公害、環境問題の原点と言われる問題であり、国においてこれまで、公害健康被害補償法による水俣病認定制度や、水俣病患者救済特別措置法等による2回の政治解決などに基づいて、様々な取組を行ってきております。

しかしながら、現在でも多くの方々が水俣病認定申請を行っているほか、訴訟が提起されている状況にあるなど、今なお十分な解決には至っていない状況にあると認識しております。

今年6月に複数会派の議員から衆議院に提出された「国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案」については、現在、衆議院において閉会中審査議案となっていることは承知しております。

法案の内容については、まずは国会で御論議いただくものであることから、国会審議の動向を注視してまいりたいと考えております。

県としては、引き続き、公害健康被害補償法に基づく水俣病認定申請の審査や、水俣病患者手帳所持者に対する療養費の支給、救済措置に該当しなかった方で健康不安のある方

に対する健診などの取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

(再質問)

自席から再質問させていただきます。

知事の政治姿勢のところについて1点伺います。

水俣病訴訟についてですけれども、水俣病の早期解決に向けてはですね、やはり本県が当事者県であるというふうな認識を知事御自身が持たれることが非常に重要ではないかと、私考えます。

現時点において、知事はそのような考えでいらっしゃるかどうかというのを教えてください。

答弁者（知事）

水俣病につきましては、本県においても、未だまだ認定申請をされている方もいらっしゃいますので、そういった観点からも、しっかりと県としても先ほど申し上げたとおり、引き続き公健法に基づく認定申請の審査等を着実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

1－3 水俣病被害者の救済に向けた国への意見について

答弁者（環境林務部長）

水俣病被害者の救済に向けた国への意見についてでございます。

県におきましては、水俣病認定業務の円滑な実施など、水俣病対策の推進について、県開発促進協議会等を通じて国に要望を行っているところです。

また、水俣病関係団体からの要望等につきましては、これまでもその都度、国にお伝えしており、去る7月31日に団体から行われた要請につきましても、その内容を国にお伝えしたところであります。

県といたしましては、引き続き、水俣病対策の推進につきまして国に要望を行いますとともに、公害健康被害補償法に基づく水俣病認定申請の審査や、水俣病被害者手帳所持者に対する療養費の支給、救済措置に該当しなかった方で健康不安のある方に対する健診などの取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

1－4 外国人差別・排除の「排外主義」について

答弁者（知事）

外国人差別・排除の「排外主義」についてでございます。

私は、性別、国籍、年齢など様々な違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、共に認め合い、共に支え合い、共につながり合える、人権文化が息づく「共生社会」の実現が重要であると考えております。

また、県内で暮らす外国人は、人口減少社会の中、地域経済・地域社会を支える貴重な人材であると考えております。

外国人政策が争点の一つとなった先の参議院議員選挙後、青森県で開催された全国知事会議における宣言において、排他主義や排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す立場

を、全国の知事と共に示しております。

私としては、今後とも、日本人と外国人が共生する地域づくりに取り組み、多文化共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

（再質問）

排外主義についてです。

排外主義は、単に外国人の差別・排除のみならず、戦前の暗黒政治への回帰が指摘されていることから、極めて危険な思想ではないかというふうに判断しているところですが、知事のお考えはいかがでしょうか。

答弁者（知事）

私、先ほど答弁しましたとおり、性別や国籍、年齢など様々な違いを乗り越えて共生できる社会の実現をしてまいりたいというふうに考えております。

2 8月に発生した大雨被害の早急な復旧について

2-1 浸水被害対策における霧島市との連携について

答弁者（土木部長兼本港区まちづくり総括監）

近年、全国的に、気候変動の影響に伴い施設能力を上回る洪水が発生するなど、被害が頻発化・激甚化しております。

先月7日から大雨については、8日未明から明け方にかけて線状降水帯が発生し、霧島市に大雨特別警報が発表されました。

このような状況の中、同じ場所で非常に激しい雨が降り続き、24時間降水量が霧島市溝辺では506.5ミリとなるなど、観測史上1位を更新する記録的な大雨となったことが、今回の被害の主な要因であると考えております。

角之下川など浸水被害が発生した河川については、現在、霧島市と連携して、被害状況等の詳細な把握に努めているところです。

また、寄洲除去につきましては、氾濫を未然に防止する重要な対策であることから、河川を点検し、河川断面が著しく阻害され、治水上、緊急性の高い箇所から、順次、実施しているところであり、角之下川についても、地元要望も確認しながら、取り組んできたところであります。

県では、霧島市など、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水プロジェクトに取り組んでいるところであり、引き続き、浸水被害の防止・軽減に向けて、ハード・ソフト一体となった取組を進めてまいります。

2-2 河川に堆積した土砂の除去について

答弁者（土木部長兼本港区まちづくり総括監）

寄洲除去については、緊急的に除去が必要な土砂の掘削を対象とした緊急浚渫推進事業債を活用し、令和2年度から4年度まで、毎年16億円、令和5年度から今年度まで、毎年18億円、6年間で計102億円の予算を計上し、積極的に実施しているところであります。

す。

思川につきましては、令和2年度から4年度までに、約6千万円の予算により、約1万5千立方メートルの堆積土砂を除去したところです。

今後も引き続き、寄洲の堆積状況等も踏まえながら、治水上、緊急性の高い箇所から対応してまいります。

3. 続いて、県民の平和と安全に係る問題について伺います。

- (1) まず、米海兵隊との実動訓練（レゾリュート・ドラゴン 25）の中止についてです。

防衛省は、先月5日に日米実動訓練（R・D 25）を公表しました。その内容は、米海兵隊と陸上自衛隊による大規模共同訓練であり、本県や沖縄県など8道県で実施されます。そしてその内容は、長射程ミサイルを含む日米のミサイル網を大量動員し、参加規模は過去最大の1万9,200人で、昨年の8,900人から2倍以上となっています。本県においては、県本土および奄美本島の自衛隊基地に加え、自衛隊基地のない徳之島も訓練地となっています。特に、徳之島においては、地域住民が日常的に利用する手々海浜公園，総合運動公園，天城町農業センター，喜念浜バンガローなども訓練地に上がっており、住民に大きな不安と危険をもたらすことは明らかです。これまでわが国の防衛力強化の名目で行われてきた日米共同訓練は、いたずらに隣国との緊張関係を刺激するものであり、極めて危険であると言わざるを得ません。

⑧ そこで伺う一点目は、本気で県民の命と暮らしを守ろうと考えるのであれば、今回の日米実動訓練は中止するよう国に強く要請すべきと考えますが、知事の見解をお答えください。

⑨ 二点目は、少なくとも地域住民が日常的に利用する施設においては、訓練を行わないよう強く求めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

- (2) 次に、鹿屋自衛隊基地への滞空型無人機（MQ-9B）の導入について伺います。

今月5日九州防衛局は、海上自衛隊鹿屋航空基地に滞空型無人機（MQ-9B）の配備について、2029年度までに6基を配備、将来的には約10機に増やす計画を住民に説明しました。これに対し地元住民からは、2年前の無人機MQ-9の一時展開の際のオーバーラン事故について質問が上がるなど、不安の声が出されたとのことでした。

⑩ そこで伺います。今回の滞空型無人機の配備について、地元住民から不安の声が上がっており、安易に受け入れるべきではないと思われることから、国に対し中止を求めているいただきたいと考えますが、知事の見解をお答えください。

4. 続いて、物価高騰から県民生活と中小企業の経営を守るための施策について伺います。

- (1) まず、物価高騰に対する県民生活を守るための緊急支援についてです。

この間、国民生活を守るための物価高騰対策が緊急に求められる中、突然の石破首相の退陣表明に伴い政治が混迷しており、国民生活は悪化の一途をたどっています。そして、令和4年度以降、食料品を中心とした物価高騰が続く中、またもや日

用品の値上げが予定されており、この9月から10月にかけて値上げが決まっている食品関係だけでも4,300余の品目に及ぶとのことであり、家計はますます苦しさを増すことは必至です。こうした危機的状況を一刻も早く救済し県民生活を守るためには、国の支援策を悠長に待つような余裕はなく、今こそ県独自の緊急支援策を講じるべき時に来ていると考えます。

⑪ そこで伺います。現在の物価高騰から県民生活を守るために、今議会において追加補正を行い、県の基金も最大限活用して、現金給付を含めた措置を講じることを求めますが、県の見解をお示してください。

(2) 次に、最低賃金引き上げに伴う中小企業の経営を守るための支援について伺います。

都道府県における今年の最低賃金審議会の答申が出揃い、答申額通りに改定されると、初めて全都道府県で最低賃金が1,000円を突破することとなりました。これにより本県は、今年11月1日から最低賃金が1,026円となります。振り返れば、これまで実質賃金が上がってこなかったことが、現在の不況の最大の要因の一つであったことから、今回の最低賃金の改定は納得いくものではありませんが、まだ道半ばであることは否めません。しかし一方で、中小企業が9割以上を占める本県の状況を踏まえるならば、最低賃金の引上げと同時に、中小企業に対する支援を強力に推し進めることが必要と考えます。

⑫ そこで伺う一点目は、現時点において、県としては中小企業に対するどのような支援策を行っておられるか、具体的にお示してください。

⑬ 二点目は、中小企業の現状についてできる限り把握した上で、来年度に向けた具体的支援を行うための予算を計上することが重要と考えますが、県の見解をお示してください。

これで、1回目の質問といたします。

執行部答弁

質問 3 県民の平和と安全に係る問題について

3-1 米海兵隊との実働訓練について

答弁者（危機管理防災局長）

米海兵隊との実働訓練についてでございます。

令和7年度米海兵隊との実働訓練、レゾリュート・ドラゴン25につきましては、今月11日から25日にかけて、徳之島や奄美大島等で実施されています。

防衛・安全保障政策は国の専管事項でございますが、県としては、訓練の実施に当たっては、訓練実施地域となる市町村の理解や住民の安心・安全の確保が最も重要であると考えています。

そのため、県では、これまでも米国との共同訓練に際し、国に対して、地元の意向を尊重するとともに、住民の安心・安全の確保に万全を期することなどについて要請しており、今回の実働訓練についても、陸上幕僚長及び九州防衛局長に対し、改めて文書で要請を行

ったところです。

国においては、県の要請を十分に踏まえ、しっかり対応していただきたいと考えています。

3-2 滞空型無人機MQ-9B（シーガーディアン）の配備について

答弁者（危機管理防災局長）

滞空型無人機MQ-9B，シーガーディアンの配備についてでございます。

滞空型無人機MQ-9B，シーガーディアンの配備につきまして、国は、広域での洋上監視能力を強化するため、鹿屋航空基地におきまして、令和9年度に海上自衛隊の監督下において民間企業による飛行を行い、警戒監視要領の確立など、必要な準備を行った上で、令和10年度からは海上自衛隊による運用を開始することを先月29日に明らかにしたところです。

国からは、配備に当たっての安全対策に関し、安全性を有する機種を選定しており、定められた整備作業や飛行前点検を厳格に行うほか、気象の状況等による各種飛行制限を厳守することなどについて説明を受けたところです。

また、地元鹿屋市において、住民説明会を実施したとの報告を受けたところです。

県では、シーガーディアンの配備に当たっては、県民の安心・安全を確保するため、地元への丁寧な情報提供を行うよう、国に対し要請を行ったところであり、引き続き、十分な説明責任を果たすよう求めてまいりたいと考えております。

4 物価高騰から県民生活と中小企業の経営を守るための施策について

4-1 物価高騰対策について

答弁者（総合政策部長）

物価高騰対策につきましては、地域間で生活者や事業者の負担に差が生じないように、県としては、これまで県開発促進協議会等を通じて、必要な対策を講じるよう国に要望を行っております。

国の経済財政運営と改革の基本方針2025(にせん にじゅう ご)におきましては、足元の物価高に対して、家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和6年度補正予算や令和7年度当初予算に盛り込んだ施策に加え、あらゆる政策を総動員するとしております。

国におきましては、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円に加え、子ども1人当たり2万円の給付を行うとともに、ガソリン価格を一定の水準に抑制する措置や、気温が高い7月から9月にかけての電気・ガス料金の軽減など、生活者に対する支援を行っております。

また、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう重点支援地方交付金を措置しております。

県では、この交付金を活用し、国の支援の対象外となっているLPガス利用者や特別高圧受電事業者への支援、保育所や県立学校等の給食費等への支援など、物価高騰の影響を受けている県民や事業者の負担軽減に努めているところです。

県としましては、今後とも国の施策と連携しながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

4-2 最低賃金引き上げに伴う中小企業の経営を守るための支援について

答弁者（商工労働水産部長）

中小企業の賃上げを進めるためには、生産性向上等による企業の稼ぐ力の向上や円滑な価格転嫁の促進などに取り組むことが必要であると考えております。

県では、企業の稼ぐ力の向上に向けて、令和3年度以降、製造業・サービス業における自動化・省力化や中小企業のDX化など、生産性向上等の取組を集中的に支援してきておりまして、令和6年度までに延べ1,400社以上に支援を行ってきました。今年度も当初予算に約10億円を計上し、先月までに174件の取組への支援を決定したところでございます。

また、円滑な価格転嫁を促進するため、「パートナーシップ構築宣言」企業の拡大に向けて、継続的に制度の周知・広報に取り組み、県内の宣言企業は8月末までに1,040社に拡大し、九州第2位となっております。

さらに今年度は、新たに価格交渉等を効果的に進めるための企業向けセミナーを鹿児島、鹿屋、奄美の県内3地域で開催したほか、9月と3月の価格交渉促進月間には、県内の経済団体や労働団体等と連携して更なる機運醸成に取り組むこととしております。

中小企業の現状については、各種統計データや商工団体との定期的な意見交換、地域企業支援官による個別の企業訪問等を通じて、随時、把握に努めているところでございます。来年度の中小企業への支援策については、今後の県内中小企業の動向や国による政策も注視しながら、当初予算編成作業の中で検討してまいりたいと考えております。

（再質問）

最低賃金の引き上げに伴う中小企業の経営支援について、商工団体連合会と情報収集させていただいた中で、ほんとうに中小企業の運営は厳しいということは口をそろえておっしゃっていますし、今後の見通しが立たないということをご存じの通りだろうと思います。

そうした中で、今回、現金給付のことについて先ほど述べましたが、もう一つ、先日地域の中で話をしたら、経済対策として以前「ぐりぶクーポン」というものをやられて、県民の利用状況が比較的良好だったと考えておりますが、制度の建て付けもできているため、例えば緊急にやるとした場合には、そういうものを再度利用することはできないのかというご意見等を伺いました。これまで実施した中で、有効だと思われる施策について、復活して行うことは考えていないのでしょうか。

答弁者（商工労働水産部長）

今後の県内中小企業の動向や国による政策も注視しながら、来年度の中小企業への支援策については検討してまいりたいと考えております。

5. 続いて、本県の教育行政に係る問題について伺います。

(1) まず、県立高校のクーラー電気代補助についてです。

前回の「第2回県議会定例会」における私の一般質問において、本年度予算化された、県立高校に設置されているクーラーの電気代について、教育長が「リース契約の繰り上げ償還ができない学校が9校あり、これらの学校の光熱費について、実質的に保護者負担をなくすことができないか早急に検討する」と答弁されたことから、私を含め当該学校の保護者は期待して待っているところです。

⑭ そこで伺う一点目は、県教委におかれては、6月議会以降どのような議論が行われ、どのような結論に至ったか、教育長の答弁を伺います。

⑮ 二点目は、公平性を考慮する立場から、普通教室だけではなく実習室も同様に扱うことが必要と考えることから、来年度に向けた予算に実習室の光熱費について予算化することが必要と考えますが、教育長の見解をお示しください。

(2) 続いて、薩摩川内市教育委員会をめぐる問題について伺います。

薩摩川内市教育委員会において、スクールバスの運行に関する業者選定の過程において発生した問題について、平成31年3月14日の薩摩川内市議会総務文教委員会にて審議された経緯があります。その内容は、平成29年10月23日、当時スクールバスを運行していた業者が事故を起こし、薩摩川内市が貸与していたスクールバスが大破しました。当該の業者は、その事故報告を2日後に薩摩川内市教育委員会に行った際に、事故発生時刻を14時としていました。ところが、当時のバス会社従業員から告発があり、事故発生時刻が虚偽であったことが発覚したことから、業者は報告内容を訂正し、平成31年3月5日付で市長宛てに顛末書を提出しました。その顛末書には、新たに15時30分と記載され、間違いについて謝罪があったことが、平成31年3月14日に行われた薩摩川内市議会総務文教委員会の議事録に記録されています。ところが、新たに訂正された事故報告の内容も虚偽であったことが、元バス従業員の熱心な調査によって明らかとなり、その事実を元バス従業員は、薩摩川内市教委や市議会議員などに告発し、市議会に向けて調査を求める陳情や100条委員会の設置を求める陳情を重ねて行いましたが実現するには至りませんでした。

こうした中、事故を告発した元バス会社従業員が、この事件に関連する案件にて警察署に出向いた令和6年7月～8月にかけて、薩摩川内市の複数警察署員から『事故発生時刻が違っていた』との報告を受けました。これによって、訂正後の事故発生時刻が、またもや虚偽であったことに加え、事故現場についても虚偽報告であったことが改めて明確となりました。そしてこの事実は、薩摩川内市教委にも伝わっているとのことでした。

このような経過をたどったにも関わらず、その後、当時（平成31年3月14日）の審議内容が正しく修正されることはなく、現時点においても当時の教育総務課長の誤った内容の答弁がそのまま議事録に掲載されています。

一方、真相究明を求める元バス会社従業員の数名は、スクールバスの安全な運行は、子どもたちの命に直接かわる重大な問題でありこのまま放置するならば大惨事につながる危険性が懸念されるとの危機感から、現在でも真相究明と教育行政の適切な指導を訴え続けています。現在も、この業者はスクールバスの運行を担っていますが、元従業員の調査により、その後もおよそ2年間隔で原子力発

電所構内や公道で重大な事故や違反を繰り返していることが明らかとなっています。

⑯ そこで伺う一点目は、知事はこの事実についてご存じと思いますが、知事の見解を伺います。

⑰ 二点目は、市議会の議会議事録という公式文書に虚偽の報告が記載されていることについて、県としても調査すべきと考えますが、知事の見解をお示しください。

(3) 次に、本県の「土曜授業」の廃止については、次に述べる内容について要望とさせていただきます。

私が、この問題について一般質問を行う予定で準備していた矢先、県教委が「今後の教育課程編成の改善及び実施について」との通知を9月10付で発出する旨の報告を受けました。そしてその中に、「土曜授業について、現在の月1回から、年3回程度までにする」との内容が含まれていたことから、「一定の改善が図られた」と判断し、今回の一般質問の項目から外しました。

このような経過を踏まえ、次の二点について要望させていただきます。

① 一点目は、今回の発出によって土曜授業の一定の改善が図られるものの、年3回とはいえ土曜授業が残ることから、全国の状況に鑑み、改めて「土曜授業の廃止」を要望いたします。

② 二点目は、今回の発出内容は、教育方針に係る重要な内容の変更と考えることから、議会開会後に突然提案することについて問題であると考えます。

したがって、後日経過についてご説明いただくとともに、今後においては決して同様の状況が起こらないよう十分にご留意いただくこと。

6. 次に、薩摩川内市で新たに確認されたベッコウトンボの生息地の保護について伺います。

薩摩川内市久見崎にベッコウトンボの生息について、地元の昆虫愛好家によって確認されたことが今年7月に地元紙によって報道されました。ベッコウトンボは、絶滅危惧ⅠA類（CR）に属しており、全国的にも生息地が6県と限られています。

これまで本県においては、このような貴重なトンボが蘭牟田池をはじめ4箇所に生息していることが確認されているとのことであり、今回、新たな生息地の確認に至ったことは特筆すべきことと考えます。しかし近年、新たに発見された薩摩川内市久見崎の環境の悪化と水源の減少により、その存在が危ぶまれているとのことです。

⑱ そこで伺う一点目は、この事実について県は、把握していたか否か答弁を求めます。また、把握の有無にかかわらず、早急に調査を行うことが必要と考えますが、県の見解をお示しください。

⑲ 二点目は、県は当該自治体と協力して、生息環境を守り持続可能な形で自然と共生できる環境の保全を図る必要があると考えますが、県の見解をお示しください。

7. 最後に、暮らし優先の県政の実現に向けた施策について伺います。

(1) まず、加齢性難聴の補聴器補助についてです。

加齢性難聴について、認知症の進行にも悪影響を及ぼすことは、既に明らかとなっていることから、全国では 485 市町村において加齢性難聴のために着用する補聴器への補助制度が進んできています。しかしながら、本県においては 2025 年 9 月 1 日現在、阿久根市、曾於市、志布志市（いずれも 2 万円の補助）、鹿屋市（8 千円の補助）の 4 市に止まっており、補聴器購入への補助を求める声は年々高まってきています。

⑳ そこで伺います。このような全国の状況も踏まえ、本県自治体の補助を推進していくためには、県の補助を行うことが重要と考えますが、県の見解をお示してください。

(2) 次に、公共施設および県立学校における生理用品の無償提供について伺います。

コロナ禍の下で明らかとなった生理の貧困問題については、この間の官民の努力によって、全国的に一定の成果が上がっているものの、未だに課題を残している現状です。この件について私は、男女平等社会の実現に向けた重要な課題であり、女性の人権に係る問題でもあると考えることから、一刻も早く改善を図ることが求められます。

㉑ そこで伺います。公共施設および県立学校において、生理用品の無償提供についての現状と課題をお示しいただくとともに、2021 年 4 月の文科省「事務連絡」に基づく対応も含めて、改善に向けた県の見解をお示してください。

以上をもちまして、私のすべての質問を終わります。

執行部答弁

5 本県の教育行政に係る問題について

5-1 繰上償還ができない学校の空調設備に係る光熱費について

答弁者（教育長）

繰上償還ができない学校の空調設備に係る光熱費についてでございます。

近年、猛暑日など気温の高い日が続く中、生徒が健康的かつ快適に教育を受ける環境を確保するため、今年度から新たな取組として、学校生活の中心となる普通教室の空調設備において、PTA等が設置した空調設備を県に移管することとし、今年度から光熱費を予算計上いたしました。

移管に当たっては、PTA等がリース契約で空調設備を設置している場合は、リース契約を整理していただいた上で手続きを行うこととしていましたが、繰上償還ができず、当面移管が困難な学校が生じたところです。

使用許可を受けた空調設備に係る光熱費は、設置者が負担するのが原則ですが、今年度から光熱費を公費負担とした趣旨を踏まえ、年度当初において移管ができなかった学校についても、4月1日から光熱費を全額免除することとし、現在速やかにその手続きを進めています。

(再質問)

県立高校のクーラーの電気代については、現在、取組を進めているとのことですが、いつ頃をめどに整理が図られるのでしょうか。

答弁者(教育長)

年度当初に移管ができなかった学校については、4月から光熱費を全額免除するという形で手続きを進めており、既に支払いをされたところについては、県からその分を返還するという形、支払いを保留しているところはそのまま徴収しない形になりますので、できるだけ早くその手続きが行われるようにしたいと考えております。

5-2 実習室の空調設備に係る光熱費の予算化について

答弁者(教育長)

実習室の空調設備に係る光熱費の予算化についてでございます。

学校生活の中心となる普通教室の空調設備については、今年度から県の整備対象とし、PTA等が設置した空調設備を県に移管することにより、また、移管が困難な場合は使用料を免除することにより、光熱費を公費負担といたしました。

一方、特別教室等の空調設備については、図書室、進路指導室、温度管理が必要なパソコン室等を県の整備対象としてこれまで順次計画的に整備しています。

その他の特別教室等の空調設備については、限られた財源の中で、既存校舎の老朽化への対応や特別支援学校の環境整備など、優先して取り組むべき課題も踏まえる必要があり、学校施設の整備全体の中で検討していくべき課題であると考えています。

5-3 薩摩川内市教育委員会が委託するスクールバスの事故をめぐる問題について

答弁者(教育長)

地方公共団体である県と市は、地域における行政を自主的、総合的に実施する役割を担っており、その立場は対等な関係にあります。

本事案に関する市議会の議事録のあり方については、薩摩川内市において対応すべき課題であり、県として関与することは適切でないと考えています。

(再質問)

薩摩川内市の教育委員会をめぐる問題について、この問題については、子供たちのやっばり命に関わる問題だということで私も重視しているところですけども、この問題については、スクールバスの運行をめぐる不透明な随意契約が行われている中で、元バス従業員の間では、行政と業者との官製談合の疑惑までささやかれているというふうに聞こえてきています。

ですから、そういう意味では看過できない問題だと考えますが、しかしながら、これは1地方自治体の問題として扱うのではですね、非常にやっばり問題として大きいのではないかとということ等も考えまして、県が何とかして、やっばりこれを正常化させることも必要ではないかというふうに、私そういう問題意識を持っているものですから、あえてお聞きしますが、これについては、知事に御答弁いただきたいと思いますが如何でしょうか。

答弁者（知事）

子供たちの安全を守る，これは非常に大事なことだというふうに思っておりますが，本件については薩摩川内市における契約関係でございますので，こういった観点からは薩摩川内市において適切に対応すべき問題であるというふうに考えております。

なお今御指摘がありました仮にこれが何らかの法令に違反するというようなことであればその点については司法等の場でしっかりと対応していただくべきものではないかと考えております。

質問 6 薩摩川内市で新たに確認されたベッコウトンボの生息地の保護について

6-1 ベッコウトンボの生息状況の把握及び環境保全について

答弁者（環境林務部長）

ベッコウトンボの生息状況の把握及び環境保全についてでございます。

本年5月下旬，環境省が委嘱した希少野生動植物保存推進員から，薩摩川内市久見崎町においてベッコウトンボが生息していることについて，県に対し情報提供があり，把握しておりました。

当該地におけるベッコウトンボの生息は，当該推進員を含め複数の昆虫愛好家により確認されており，その情報の精度は高いものであると考えております。このため，新たな調査は不要と考えております。

ベッコウトンボの生息環境の保全につきましては，ベッコウトンボが「種の保存法」に基づく国内希少野生動植物種に指定されている種であることから，その捕獲許可の権限等を有する環境省のほか，薩摩川内市等とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

7 暮らし優先の県政の実現に向けた施策について

7-1 加齢性難聴の補聴器補助について

答弁者（保健福祉部長）

加齢性難聴の補聴器補助についてでございます。

国の高齢社会対策大綱によりますと，難聴は生活や社会参加の範囲を狭め，フレイルや認知症等のリスクを高める要因となり得るとされています。

現在，国立長寿医療研究センターにおいて，補聴器を用いた聴力の補正による認知機能低下の予防効果を検証する研究が行われているところです。

また，本年5月時点で都道府県において市町村に対し，補聴器購入の補助を行っているのは2自治体となっております。

県といたしましては，同センターの研究の検証結果に基づく国の動きや，他県の取組等を注視してまいりたいと考えております。

7-2 公共施設における生理用品の無償提供について

答弁者（男女共同参画局長）

県では、男女共同参画センター等の相談機関における希望者への生理用品の提供のほか、同施設のトイレに設置した引換カードによる提供などを行っております。

また、本年8月1日現在、38市町村が庁舎や図書館、公民館等において提供を行っております。令和4年度に県が市町村に生理用品の配布を行った後も、独自で予算措置等を行い、提供を続ける市町村も増えてきており、国の交付金を活用しているケースもあるところ です。

生理の貧困は女性の健康や尊厳に関わる重大な課題であり、社会全体で理解を深めるとともに、住民に身近な市町村においても支援が行われることが重要です。

県としましては、全ての市町村において支援が継続的に行われるよう、今後とも、市町村に対し、国の交付金や他の自治体の取組事例の情報提供などによる働きかけを行うとともに、県民の理解促進が図られるよう、ガイドブック等を活用した普及啓発に努めてまいります。

7-3 県立学校における生理用品の無償提供について

答弁者（教育長）

県立学校における生理用品の無償提供についてでございます。

学校における生理用品の提供については、急に必要になったり、自分で用意できなかったりする場合など、必要な児童生徒に届きやすい取組となるよう、学校予算や企業等からの寄附を活用して、すべての県立学校の保健室に生理用品を配備しています。そのうち、約3割の学校においてはトイレの個室等へ設置し、児童生徒が自由に受け取ることができるように配慮しています。

併せて、相談窓口が掲載された引換カードをトイレ等に設置し、生理用品の配布と個別支援につながる取組などを各学校の実情に応じて行っています。

県教委としては、生理用品の設置場所の周知や教職員に直接言い出しにくいなどの課題を踏まえ、トイレの個室等への設置や設置場所の周知等、必要な児童生徒に届きやすい取組について、引き続き指導を行ってまいりたいと考えています。

（再質問）

もう一点伺います。

生理の貧困のところについてですが、私ども色々と女性団体とのさまざまな県への要請行動を毎年取り組んでいるんですが、その中でも色々とお聞きしていますけれども、義務教育である小中学校のところの実態、それについて県の教育委員会は県立学校については、把握しているということで伺っておりますが、この義務教育校のところについて、正確な実態が把握しづらいというような状況等がありまして、是非このことにつきましても、現在の状況について、お答えいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

答弁者（教育長）

県立学校の状況の御質問でございましたので、義務教育の段階での学校の状況については、把握をしていないところでございますが、いずれにいたしましても、生理用品が必要

な子どもたちにしっかりと届けるような取組は必要ではあると思いますので、義務教育の学校、基本的には設置者である市町村が対応しているところではございますが、必要に応じて、その状況も確認してまいりたいと考えております。